

# 境界層該当証明書

住所 大阪市 区 丁目 番 号  
氏名

( 年 月 日生 )

上記の者及びその世帯員は、世帯の収入が最低生活費を上回るため、生活保護が ( ) となりましたが、 ( ) 及び保護を要しない理由は、次のとおりであることを証明します。

記

(1) 却下にかかる申請日・廃止日

令和 年 月 日

(2) 保護を要しない理由

境界層該当措置による \_\_\_\_\_ 円以上の減額を受けることにより、保護を要しないため。

(3) 境界層措置の内容

①  給付額減額等の記載を行わない。

②  特定介護サービス費等にかかる居住費又は滞在費の(特定)負担限度額について、より低い(特定)負担限度額を適用する。

施設入所  短期入所

特定負担限度額(月額)

ユニット型個室 (  820 円  1,310 円 )

ユニット型個室的多床室 (  490 円  1,310 円 )

従来型個室(特養等) (  320 円  420 円  820 円 )

従来型個室(老健・療養等) (  490 円  1,310 円 )

多床室 (  0 円  370 円 )

特定負担限度額(月額)【介護老人福祉施設の実質的負担軽減者である旧措置入所者のみ】

ユニット型個室 (  820 円 )

ユニット型個室的多床室 (  0 円 )

従来型個室 (  0 円  320 円 )

多床室 (  0 円 )

③  特定介護サービス費等にかかる食費の(特定)負担限度額について、より低い(特定)負担限度額を適用する。

特定負担限度額(月額)

施設入所 (  300 円  390 円  650 円  1,360 円 )

短期入所 (  300 円  600 円  1,000 円  1,300 円 )

特定負担限度額(月額)【介護老人福祉施設の実質的負担軽減者である旧措置入所者のみ】

(  0 円  30 円  50 円  100 円  160 円 )

210 円  260 円  300 円  390 円 )

④  高額介護(高額居宅支援)サービス費の利用者負担世帯合算額について、より低い額を適用する。

(  15,000 円  24,600 円 )

⑤  介護保険料について、より低い段階を適用する。

(  第2段階  第3段階  第4段階  第5段階  第6段階  第7段階  第8段階 )

第9段階  第10段階  第11段階  第12段階  第13段階  第14段階 )

①により減額される自己負担額	②により減額される自己負担額	③により減額される自己負担額	④により減額される自己負担額	⑤により減額される自己負担額	合計
円	円	円	円	円	円

令和 年 月 日

大阪市 区保健福祉センター所長